

再計算報告書提出期限を来年2月に延期(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容		法令通知	財政運営	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

厚生労働省宛の照会により、平成21年3月末日基準の財政再計算報告書の厚生労働大臣宛提出期限が平成22年2月末日と確認されました(代行保険料率算定届出書の提出期限は平成22年1月末日)。

これにより財政再計算の代議員会を予算代議員会と合せて来年2月に開催することも可能となります。

- ✓ 通常は基準日同年11月末日までに提出とされているが、財政運営基準の弾力化措置との平仄を意識して延期措置がとられたものと考えられる。(なお、5年前の厚生年金本体の財政再計算時にも同様の延期措置がとられている。)
- ✓ 今回限りの措置として通知手当てされるが、通知発出に時間を要するため照会事項への回答という形で厚生労働省から連絡があったもの。
- ✓ 代行保険料率算定届出書の提出期限も基準日同年11月末日から平成22年1月末日に延期されたが、財政再計算報告書と異なり提出にあたって代議員会の議決は不要。

以上